

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/9時点)	内閣府整理 I: 対応可能となったものは、実際に向けられた案件、代替案等の検討を継続して行われ、実現不可能なため、各事に対して指定自治体で代替案を打ち合わせ内容の再検討を行うもの
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・観点など	対応	理由等		
171	京都市地域活性化総合特区	新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	社会資本整備総合交付金の補助率及び使途の拡大	国土交通省 都市局市街地整備課	社会資本整備総合交付金交付要綱	B	当省より京都市に対し、拡充事項の理由及び内容について質問したところ、既存建築物活用事業(高次都市施設のうち、地域交流センター)の上限枠2億円の繰戻又は拡大を要望する旨回答があったが、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)における既存建築物活用事業(高次都市施設のうち、地域交流センター)については、従来より上限枠は設けられていない。なお、当該事業については自治体が今年度詳細設計を行う予定であり、継続協議してきたい。	b	現在お示しいただいている見解のとおり、再整備事業の大部分を確実に補助対象としていただくとともに、所要額を確保していただくことを条件として了解。	補助対象条件について、継続協議をする。	II
172	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生	道路管理者への助成制度の拡充	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため、美しい町並みと歴史風土の保存を目的とした無電柱化事業について、現在上限5%である国庫負担割合を拡充する。	国土交通省 都市局市街地整備課 国土交通省 道路局 環境安全課	社会資本整備総合交付金交付要綱	B	○都市再生整備計画事業の交付率は概ね40%であり、一定の要件を満たすことで45%に拡充することが可能。 ○現行の交付金事業で実施することが可能である。	C	京都市では、歴史的景観に配慮すべき伝統建造物保存地区や世界遺産周辺を中心に重点的整備対象地域を定め、交付率を45%に拡充した都市再生整備計画事業の活用などにより、集中的に無電柱化の取組を推進しています。しかしながら、景観に配慮すべき地区では、道路幅員が狭隘で施工性が悪いため、幹線道路に比べ整備費が高くなるといった課題があり、重点的整備対象地域の伝統建造物保存地区等における進捗率は約6%にとどまるなど、事業の進捗を遅らせています。また、景観に配慮すべき地区では、電線管理者の合意が得られないことが多く、そうした路線では、京都市が人線や電柱撤去に係る費用を含めた全額費用負担する必要がありますが、それでも市の全額費用負担のもと無電柱化事業を実施しています。国際文化観光都市として、歴史的景観を阻害している電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるためには、上記の事情を勘案していただいたうえで、国庫負担割合の拡充が必要であると考えております。なお、現行の国庫補助率の場合、重点的整備対象地域の無電柱化完了には平成95年度までを要することとなりますが、例えば補助率を2/3に拡大すると25年前倒しでの完了が可能となります。	指定自治体は、実施する事業内容を明確にし、事業の先駆性や改善による効果などについて整理を行うこと。国土交通省とは、指定自治体が具体的な内容を明らかにした後に、引き続き協議を行う。	II
173	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生(電線管理者への助成制度の創設)	電線共同溝新設工事完成後の電線管理者(電力・通信)による梁窓縁・電柱の撤去等工事への助成制度の創設	町並み景観の保全再生を目的とした無電柱化事業の実施に際し、電線管理者との合意が得られないことが事業の障害要因となるため、現在10m当たり2億円と言われる、合意路線での無電柱化事業に際しては電線管理者(電力・通信)側の経済的負担に対する、新たな助成制度の確立し、合意に当たっての電線管理者側の経済的負担の増加に対する不安を払拭する。	国土交通省 道路局 環境安全課 道路局 交通安全対策室		B	現行の交付金事業で実施することが可能である。	C	現行の交付金事業で実施する場合、間接補助方式をとる必要があると思われるが、間接補助を採用する場合、全体の経費に占める自治体の負担が更なることとなり、新たな財源措置がなければ事業進捗速度が寧ろ後退してしまうため、より手厚い配慮をいただきたい。	指定自治体の財政負担軽減を求むるだけの内容であり、指定自治体において再整理が必要。	IV

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
171	京都市地域活性化総合特区	新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	社会資本整備総合交付金の補助率及び使途の拡大	B	当該事業については、自治体が今年度実施設計等を行う予定であり、施設の利用用途の詳細が示されておらず、現時点で施設全体が交付対象要件を満たしているか確認できないことから継続協議としたい。	b	現在お示しいたがっている見解のとおり、再整備事業の大部分を確実に補助対象としていただくとともに、所要額を確保していただくことを条件として了解。	①社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)における既存建築物活用事業(既存都市施設のうち、地域交流センター)については、従来より上限枠は設けられていないことが判明したため協議を終了する。 ②補助対象要件については自治体の実施設計による施設の利用用途の詳細が示された段階で国土交通省が内容確認を行うこととしており、一旦協議を終了し、実施設計の完成後、協議を再開する。	I
172	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生	道路管理者への助成制度の拡充	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため、美しい町並みと歴史風土の保存を目的とした無電柱化事業について、現在上限5%である国庫負担割合を拡充する。	B	都市再生整備計画事業の交付率は概ね40%であり、当該計画については45%に拡充済み。 現行の交付金事業で実施することが可能である。 なお、平成24年度より、政令市が行う無電柱化に係る事業は、地域自主戦略交付金に移行している。	c	京都市では、歴史的景観に配慮すべき伝統建造物群保存地区や世界遺産周辺を中心に重点的整備対象地域を定め、社会資本整備総合交付金(道路事業・都市再生整備計画事業)の活用などにより、集中的に無電柱化の取組を推進しています。 しかしながら、景観に配慮すべき地区では、道路幅員が狭小で施工性が悪いため、幹線道路に比べ整備費が高くなるといった課題があり、近年では産軍坂伝統的建造物群保存地区、上賀茂伝統的建造物群保存地区等における整備が完成したものの、未だ重点的整備対象地域の伝統建造物群保存地区等における進捗率は約6%にとどまるなど、事業の進捗が伸びていません。 また、景観に配慮すべき地区では、電線管理者の合意が得られないことが多く、そうした路線では、京都市が入札や電柱撤去に係る費用も含め全額費用負担する必要がありますが、そのような条件下(要請者負担路線)でも無電柱化事業を実施(花見小路道(祇園地区)、わねの道(高台寺周辺)し、高い評価を得た事例もあります。 国内外から日本らしい風情を求めて多くの人々が訪れる国際文化観光都市として、歴史的景観を阻害している電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるためには、上記の事例を踏襲していただく一方で、国庫負担割合の拡充及びそれに見合う財源配分の拡充が必要であると考えております。 なお、現行の国庫補助率の場合、重点的整備対象地域の無電柱化完了には平成25年度までを要することになりますが、例えば補助率を2割に拡大すると25年前倒しでの完了が可能となります。さらに短期的には、平成25年度までの着工を目指し計画した無電柱化候補路線のうち、他の事業上の予算配分の関係等で着工を見合わせざるを得ず、計画の更なる遅れが懸念されている全体費用が高めの路線についても、早期の着工への見通しが再び開けることも期待できます。	国土交通省からは、すでに補助率を拡充している中で補助率のさらなる拡充は種々の見解が示されているが、自治体からは無電柱化事業の集中的推進のため、歴史都市の道路事業等の課題を考慮したさらなる財源支援をもっており、受け入れていない。依然として両者に見解の相違がみられる。指定自治体は、補助率の拡充による無電柱化事業の具体的な進捗効果について再検討が必要であるため、一旦協議を終了する。	V
173	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生(電線管理者への助成制度の創設)	電線共同溝新設工事完成後の電線管理者(電力・通信)による架設線・電柱の撤去等工事への助成制度の創設	町並み景観の保全再生を目的とした無電柱化事業の実施に際し、電線管理者との合意が得られないことが事業の阻害要因となるため、現在1km当たり2億円と言われる、合意路線での無電柱化事業に際し生じる電線管理者(電力・通信)側の経済的負担に対する、新たな助成制度の確立し、合意に当たっての電線管理者側の経済的負担の増加に対する不安を払拭する。	-	-	-	-	指定自治体の求める電線管理者への支援措置の創設について、国土交通省より社会資本整備総合交付金等により電線管理者の施設に対して間接補助が可能であることが示されたこと。指定自治体は、まずは間接補助による事業実施について検討を行ったうえで、なお取組に支援をきたす場合はあらためて協議を行うこととする。	V

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/9時点)	内閣府整理 1-1:財政 1-2:実態が可能なもの 1-3:実現に向けた条件、代替 案の検討を継続して行 う。実現不可能なため、各事 件に対して実態の検討を継続 する。指定自治体で代替案を 検討し提案内容の再検討を行 うもの。	
					担当省庁 目録録	根拠法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・観点など	対応	理由等			
174	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生 (コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援)	コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援	険峻な道路における無電柱化の実施において大きな支障となる地上機器設置箇所の確保のため、地上機器の更なるコンパクト化等、民間企業者による新技術の開発に対する取組に対し、財政支援を行う。	国土交通省 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室			B	現場条件に応じた地上機器の設置は、現行の交付金事業で実施することが可能である。	C	現行の交付金事業で実施する場合、間接補助方式をとる必要があると思われるが、間接補助を採用する場合、新たに市の負担が発生することとなり、新たな財源措置がなければ事業進捗速度が寧ろ後退してしまうため、制度新設・財政支援をいただきたい。	指定自治体の財政負担軽減を求めただけの内容であり、指定自治体において再整理が必要。	IV
175	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生	舗装等のグレードアップに対する財政措置の拡充	電線共同溝新設工事時の舗装復旧に際して、都市景観の向上を目的としたグレードアップへの財政措置を拡充する。	国土交通省 都市局市街地整備課 国土交通省 道路局 環境安全課	社会資本整備総合交付金交付要綱		B	○都市再生整備計画事業の交付率は概ね40%であり、一定の要件を満たすことで45%に拡充することが可能。 ○石畳舗装は、現行の交付金事業で実施することが可能である。	C	本市におきましても、交付率を45%に拡充した都市再生整備計画事業の活用などにより、無電柱化事業等に取り組んでいるところである。しかしながら、景観向上を目的とした舗装等のグレードアップについて交付金を活用できるケースは、都市再生整備計画事業より計画地域全体の面的整備を行う場合に限り、路線の無電柱化事業のみ場合は補助対象となっております。世界遺産周辺や伝統的建造物群保存地区等において、歴史的景観を損傷している電柱や電線類をなす取組を集中的に進めるためには、無電柱化を伴う舗装等のグレードアップに対する補助対象の拡大及び国庫負担割合の拡充が必要であると考えます。	指定自治体は、実施する事業内容を明確にし、事業の充實性や改善による効果などについて整理を行うこと。国土交通省とは、指定自治体が具体的な内容を明らかにした後に、引き続き協議を行う。	II
176	京都市地域活性化総合特区	古都保存法に基づく買入れた土地の適切な維持管理のための財源措置の拡充	古都保存法に基づく買入れた土地の適切な維持管理のための財源措置の拡充	古都保存法に基づく所有者の申出を受けた土地の買入れは国庫補助対象となっているが、買入れ後の維持管理に係る経費は補助対象外である。このため、広大な買入れた土地の維持管理に多額の費用を要し、維持管理が十分にはできていない現状にある。適切に維持管理を行っていくためには、新たな財政支援措置が必要。	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課			Z	本件提案は、京都市財産の維持管理に対する全額国費による財政措置を求めたものであるため、既存の財政措置との並びで極めてハードが厳しいものとなっている。本件特区に係る財政措置全額については、実務者レベル打合せの場で、現在全く手当てされていないものへの要望となっているのはかなりハードが高いとの指摘があったことを踏まえ、京都市街で財政措置に係る提案全体について再検討を行うこととなっており、現時点で見解については判断できない。	C	歴史都市・京都の有する優れた自然景観や都市景観は、世界の宝、日本の貴重な財産であり、国を挙げて再生し、活用して頂くことにより、国が推進する歴史・風土に根ざした国土づくりや観光交流の拡大、文化芸術振興、国際社会への発信の実現に大いに資するものであります。また、京都の市街地を取り囲む三山(東山、北山、西山の総称)の森林景観は、「枕草子」をはじめとする多くの文学や絵画に取り上げられているように、日本の風景として歴史を刻み、日本文化とも密接に関わり合ってきました。現在においても、市街地から望むことができる三山の森林景観は、京都の景観を特徴づける重要な要素であり、山ろく社寺の背景林、借景林となっている景観は、日本文化の拠点都市京都の「京都らしさ」を象徴する存在です。そこで、本市では平成28年5月、歴史的文化的資産と四季折々のきめ細やかに織りなす風景が一体をなしている三山の山並みの景観を守り続けるため、今後における森林景観づくりの方向性を示した、全国初となる「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づく森林景観整備事業にも着手することとしております。このような先進的な取組を実施するに当たっては、現行の社会資本整備総合交付金の制度に止まらない、大幅な財政措置の拡充が必要であり、財政支援をお願いするものです。	提案の理由等の説明が不十分であり、指定自治体における再検討が必要。	IV

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 【7/31時点】 内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I~V I:平成26年度概算要求等の検討がなされるもの II:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げられるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
174	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生 (コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援)	コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援	狭隘な道路における無電柱化の実施において大きな支障となる地上機器設置箇所の確保のため、地上機器の更なるコンパクト化等、民間企業等による新技術の開発に対する取組に対し、財政支援を行う。	-	-	-	-	指定自治体の求める電線管理者への支援措置の創設について、国土交通省より社会資本整備総合交付金等により電線管理者の施設に対して間接補助が可能であることが示されたところ。指定自治体は、まずは間接補助による事業実施について検討を行ったうえで、なお取組に支援をきかず場合はあらためて協議を行うこととする。	V
175	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生	舗装等のグレードアップに対する財政措置の拡充	電線共同溝新設工事時の舗装復旧に際して、都市景観の向上を目的としたグレードアップへの財政措置を拡充する。	B	舗装のグレードアップについては、都市再生整備計画事業の高質空間形成施設として交付対象とすることが可能。都市再生整備計画事業の交付率は概ね40%であり、当該計画については45%に拡充済み。 一般的に、無電柱化工事に伴う舗装の再整備であれば、無電柱化に係る事業として対象となり得ると考えられる。なお、平成24年度より、政令市が行う無電柱化に係る事業は、地域自主戦略交付金に移行している。	C	京都市では、歴史的景観に配慮すべき伝統建造物群保存地区や世界遺産周辺を中心に重点的整備対象地域を定め、社会資本整備総合交付金(道路事業・都市再生整備計画事業)の活用などにより、集中的に無電柱化の取組を推進しています。 景観に配慮すべき地区においては、電線共同溝・引込管工事後の歩道・車道の舗装に当たって、景観向上のため石畳舗装等のグレードアップが必要となり、通常の舗装に比べ多額の経費を要することになります。「石畳舗装は、現行の交付金事業で実施することが可能」とのことですが、これは、都市再生整備計画事業により計画対象地域の面的整備を行う場合に限り、道路事業による路線単体の無電柱化事業の場合は補助対象になっていないものと認識しております。そのため、上京区伝統的建造物群保存地区や、清水寺門前等における無電柱化事業の限定的、黒アスファルト舗装からのグレードアップといった修景対策については、これまでから市単独事業費で対応してきました。 国内外から日本らしい風情を求めて多くの人々が訪れる国際文化観光都市として、歴史的景観を阻害している電柱や電線類をなく取組を集中的に進め、あわせて舗装や照明灯など道路環境の美観を周囲の景観と調和させつつ推進することは、京都を訪れた国内外からの訪問客に、更なる良い印象を与え、リピーターを増やすことにもつながることが期待でき、また、そういった質の高い整備をきっかけとした沿道の自治的なまちづくりの活性化のきっかけとなる効果も得られるものと考えます。 こういった景観政策を主たる目的の中心に据えた無電柱化整備による効果を最大限得るためには、道路事業における無電柱化についても舗装等のグレードアップを補助対象としていただくとともに、国庫負担割合を拡充していただきたいと考えております。	国土交通省からは、都市再生整備計画事業、道路事業ともにグレードアップ舗装を交付対象とすることが可能との見解が示され、自治体側も了解したため、協議終了。	I
176	京都市地域活性化総合特区	古都保存法に基づく買い入れた土地の適切な維持管理のための財源措置の拡充	古都保存法に基づく買い入れた土地の適切な維持管理のための財源措置の拡充	古都保存法に基づく所有者の申出を受けた土地の買入れは国庫補助対象となっているが、買入れ後の維持管理に係る経費は補助対象外である。このため、広大な買入地の維持管理に多額の費用を要し、維持管理が十分にはできていない現状にある。適切に維持管理を行っていくためには、新たな財政支援措置が必要。	-	-	-	-	国土交通省から京都市財産の維持管理に対する全国国費による財政措置を求めたものであるため、既存の財政措置との並びで極めてバランスが悪く、現在全く手当てできていないものへの要望となっているものはかなりハードルが高いとの指摘があったが、指定自治体は受け入れていない。これについて、指定自治体が再検討する必要があり、今回の協議の中で結論することは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	V

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 1-1号 注: 実現が可能なものとは、実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行うこと、実現不可能なため、各県に対して要約の検討を依頼するもの、指定自治体で代替案を、併せて提案内容の再検討を行うもの
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
177	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	稲作を維持するために必要な、水路の維持や稲木の補修等に対する助成制度の創設。	古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の水田地域では、地元農家の協力を得て稲作による水田景観の保全に努めているが、収益性の問題から稲作への転換が増加している。このため、歴史的風土の景観を保全する取組に対して、新たな財政支援措置が必要。	農林水産省 農村整備官	農山漁村活性化法第6条第2項	C	本交付金は、地方自治体自ら農山漁村地域の活性化に資することを目的として作成した活性化計画の実施に対して予算の範囲内で支援するものであり、本地域の景観保全等をもって100%需要の対応は困難。(同種の他政策との整合性や他地域に対する支援状況からも不可能)	C	財政措置を依頼している北総織地区は、京都市歴史的風土保存計画において稲穂たなびく「田園景観の保存」を歴史的風土保存の主体としており、また、平成10年3月19日、歴史的風土審議会(現在の社会資本整備審議会)から「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」出された意見具申の中でも「水田耕作の維持に係る誘導施策を総合的に講じる必要がある」地区であると謳われています。このため、食糧法に基づく米の生産調整などにより稲作の継続が困難となっている現状においても、様々な施策を講じ田園景観を保存していかなければなりません。 農山漁村活性化法の目的は、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化であり、古都保存法の目的である古都における歴史的風土の保存と、趣旨が異なるものと認識しておりますので、現行の農山漁村活性化法に基づく支援ではなく、古都保存法の趣旨や意見具申を踏まえた、稲作に対する新たな支援措置をお願いするものです(詳細は別紙)。	提案の理由等の説明が不十分であり、指定自治体における再検討が必要。	IV

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】:実現が可能となったもの B:平成26年度概算要求 等の検討がなされるもの Z:見解の相違から協議 を一旦終了したもの V:自治体が再検討又は 取り下げるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
177	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	稲作を維持するために必要な、水路の維持や稲水の補修等に対する助成制度の創設。	古蹟保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の水田地域では、地元農家の協力を得て稲作による水田景観の保全に努めているが、収益性の問題から稲作への転換が増加している。このため、歴史的風土の景観を保全する取組に対して、新たな財政支援措置が必要。	—	—	—	農林水産省から農山漁村活性化法に基づくプロジェクト交付金の活用提案とその場合は全額国費が困難であるという見解が示されたが、指定自治体側は既存の農山漁村活性化法に基づく制度ではなく、古都保存法の趣旨を踏まえた新たな支援措置を求めており受け入れていない。これについて、提案の理由等の説明が不十分であるため指定自治体における再検討が必要であり、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	V	